

令和8年度 固定資産税（償却資産）申告の手引き

市税につきましては、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地・家屋のほか、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。

地方税法第383条の規定により、北上市内に償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、この手引きを参考し申告書を作成していただき、期限までに必ずご提出くださいますようお願いします。

《申告期限》

令和8年2月2日(月)必着

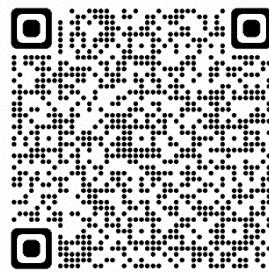
期限間近は窓口が大変混み合いますので1月19日（月）までの提出、
または郵送やeLTAXでの提出にご協力をお願いします。

《申告書の提出先・お問い合わせ先》

北上市財務部資産税課家屋評価係（北上市役所本庁舎1階 ⑩番窓口）

午前8時30分～午後5時15分 火曜日は午後6時30分まで（土日祝日を除く）

住所	〒024-8501 岩手県北上市芳町1番1号
電話	代表 0197-64-2111（内線3156） 直通 0197-72-8212
電子メール	shisan@city.kitakami.iwate.jp
ホームページ	http://www.city.kitakami.iwate.jp/



《目次》

- 1 債却資産とは・・・・・・・・ 1～8
- 2 債却資産の申告について・・・ 9～11
- 3 債却資産申告書の記入例・・・ 12～13
- 4 債却資産の評価について・・・ 14～16
- 5 債却資産Q & A・・・・・・・・ 17～19



北上市

1 償却資産とは

(1) 固定資産税における償却資産

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます）をいいます。

なお、「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを目的とすることを要しません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人等）の行う活動は事業に該当し、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

(2) 申告の対象となる資産

1月1日現在において北上市内で事業の用に供することができる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要になりますので、ご注意ください。

- ① 福利厚生の用に供するもの（社宅、宿舎、寮等の器具備品、構築物等）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産のうち賦課期日現在事業の用に供しているもの
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
- ⑤ 遊休又は未稼働の状態にある資産（いつでも稼動しうる状態にあるもの）
- ⑥ 改良費（資本的支出の場合は新たな資産の取得とみなし、本体と独立して取り扱います。）
- ⑦ 耐用年数（使用可能な期間）が1年未満又は取得価格が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却をしているもの
- ⑧ 租税特別措置法の規定による中小企業者の少額減価償却資産（30万円未満）の取得価額の損金算入の特例を適用した資産

(3) 申告の対象とならない資産

次の掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（P.3 (6) 参照）
- ② 無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、パソコンのソフトウェア等）
- ③ 繰延資産
- ④ 棚卸資産
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製品等で単に装飾目的で使用されるものを除きます。）
- ⑥ 生物（ただし、観賞用、興行用等の生物を除きます。）
- ⑦ 取得価格10万円未満又は耐用年数1年未満の資産で一時損金算入した資産（P.2 (4) ①参照）
- ⑧ 取得価格20万円未満の資産で、3年一括償却をした資産（P.2 (4) ②参照）
- ⑨ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権

移転リース) 資産で、取得価額が 20 万円未満のもの

(4) 少額の減価償却資産の取扱い

取得価額が少額である償却資産の申告は、経理上の償却方法によって取扱いが次のように異なります。

- ① 取得価格10万円未満又は耐用年数1年未満の資産のうち、一時損金算入した資産
- ② 取得価格が20万円未満の資産のうち、3年一括償却をした資産
- ③ 租税特別措置法の規定による中小企業者の少額減価償却資産(30万円未満)の取得価額の損金算入の特例を適用した資産
- ④ 少額であっても個別に減価償却をすることにした資産

取得価格 償却方法		10万円未満 又は 耐用年数1年未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入(※)	申告対象外			
②	3年一括償却(※)		申告対象外		
③	中小企業特例(※) (上記(2)⑧)			申告対象	
④	個別減価償却				申告対象

※①の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した取得価格10万円未満の資産のうち、貸付(主要な事業として行われるもの)の用に供する資産は当該償却方法の対象外となります。

※②、③の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付(主要な事業として行われるもの)の用に供する資産は当該償却方法の対象外となります。

(5) リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告すべき方の区分は原則として次のページのとおりです。

なお、資産を借りている方は、償却資産申告書の「16借用資産」欄に貸主の名称を記入し、そのリース資産の「リース契約書等の写し(明細書を含む。)」を添付してください。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
オペレーティング・リース 「通常の賃貸借契約(いわゆるレンタル)によるリース取引」	申告不要	申告必要
ファイナンス・リース 「このうち所有権移転外ファイナンス・リース取引」	申告不要	申告必要
ファイナンス・リース 「このうち所有権留保付売買として扱うファイナンス・リース取引」	申告必要	申告不要

※ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際ににおける取得価額が20万円未満のものは、申告の必要はありません。

(6) 償却資産の対象となる車両

自動車税、軽自動車税の対象となる車両については、償却資産の申告対象外となります。

特殊自動車は小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分されますが、小型特殊自動車は軽自動車税の対象のため申告対象外、大型特殊自動車は償却資産の申告対象となります。

下記の表を参考にし、大型特殊自動車に該当するものは申告をお願いします。

車両の種類	自動車の大きさ			最高速度	種別	償却資産 申告
	長さ	幅	高さ			
《一般・建設用》※1 ショベル・ローダ、ロード・ローラ、ロータリ除雪自動車、フォークリフト、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 など	4.70m 以下	1.70m 以下	2.80m 以下	15 km/h 以下	小型特殊 自動車	対象外
				15 km/h 超	大型特殊 自動車	対象
	上記以外のもの			-	大型特殊 自動車	対象
《農耕作業用》※2 農耕トラクタ、刈取脱穀作業車、乗用田植え機、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	-	-	-	35 km/h 未満	小型特殊 自動車	対象外
				35 km/h 以上	大型特殊 自動車	対象
ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車					大型特殊 自動車	対象

※1 一般・建設用車両は、最高速度15km/h以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を一つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

※2 農作業用車両は、大きさは問わず最高速度が35km/h以上であれば大型特殊自動車となり償却資産に該当します。

(7) 償却資産の種類と具体例

以下の表は、種類別償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		主な償却資産の例
1	構築物	受変電設備、予備電源設備、舗装路面、庭園、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）等
	建物附属設備	建築設備、内装・内部造作等 ＊P.6「(9)建築設備における家屋と償却資産の区分」を参照してください。
2	機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、農耕作業用機械等
3	船 舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	大型特殊自動車（自動車登録番号の分類番号による） 0.00～09、000～099・・・建設機械 9.90～99、900～999・・・建設機械以外のもの 例）ブルドーザー、フォークリフト、除雪作業車、構内運搬車、台車等（自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・トラック・農耕作業用トレーラ等を除く） 一部の農耕作業用自動車（最高速度時速35km以上）
6	工具、器具及び備品	パソコン、テレビ、コピー機、測定工具、パチンコ器、金型、陳列ケース、看板（ネオンサイン等）、医療機器等

(8) 業種別の主な償却資産

以下の表は、業種別償却資産の対象となる主な資産の例示です。

業種	課税対象となる償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、キャビネット、レジスター、金庫、内装・内部製作、簡易間仕切り、自動販売機、応接セット、舗装路面、看板（袖看板、広告塔、ネオンサイン、案内板等）等
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印刷業	印刷機、製版機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、除雪機、発電機等
娯楽業	パチンコ器、パチスロ器、パチンコ器取付台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小売業	陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、日除け等
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医（歯科）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不動産貸付業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設の外構工事、発電機設備、蓄電池設備、駐車場等の舗装及び機械設備等
駐車場業	受変電設備、駐車装置（機械装置、ターンテーブル）、発電機設備、蓄電池設備、駐車料金自動計算装置、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
ホテル・旅館業	客室設備（ベット、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
農業	乾燥機、畳摺機、噴霧機、畜舎、搾乳機、バインダー、ビニールハウス、田植機・トラクター等農耕作業用自動車（最高速度35km/h以上のもの）
発電事業 (太陽光発電等)	太陽光パネル、架台、パワーコンディショナー、電力量計、設置に要した工事費等

(9) 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋に含めて評価するものとされる建築設備とは、家屋の所有者が所有する電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める設備をいいます。

固定資産税における取扱いでは、家屋と償却資産を区別して評価しています。

家屋と設備の所有者が同一の場合に、次のものは償却資産として取扱います。

- ① 独立した機器としての性格の強いもの（例：受変電設備、ルームエアコン等）
- ② 特定の生産又は業務の用に供されるもの（例：工場の動力源である電気設備等）
- ③ 構造的に家屋と一体となっていないもの（例：屋外給水塔、屋外ガス配管、独立煙突等）

ただし、家屋の所有者と異なる者（賃借人）が貸しビル・貸店舗等に施工した内装・造作及び建築設備等（特定附帯設備）については、取り付けをしたもの（賃借人）が償却資産の申告をします。特定附帯設備は別途「特定附帯設備設置届出書」の提出が必要です。詳しくは資産税課家屋評価係までお問い合わせください。

＜家屋と償却資産の主な区分＞

設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用発電設備（配線・配管含む） ・蓄電池設備（配線・配管含む） ・受変電設備（配線・配管含む） ・中央監視設備（配線・配管含む） ・特定の生産または業務用動力配線設備（配線・配管含む） ・屋外照明設備（配線・配管含む） ・電話機、交換機等の装置 ・インターホン機器 	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯コンセント配線設備 ・屋内照明設備（配線・配管含む） ・出退表示設備（配線・配管含む） ・呼出信号設備（配線・配管含む） ・自動車管制装置（配線・配管含む） ・盜難非常警報装置（配線・配管含む） ・電話配線・配管設備 ・インターホン配線・配管設備
衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外給排水設備 ・特定の生産または業務用給排水設備 ・湯沸し器等の局所的給湯設備（ユニットバス用を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内給排水設備 ・中央式給湯設備 ・屋内衛生器具設備
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外（メーターから外側）の配管 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備（配管・バルブ・ガスカラシ等）
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン 	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、ホース、ノズル、ガスボンベ等 	<ul style="list-style-type: none"> ・火災報知設備 ・避雷設備 ・消火栓設備 ・スプリンクラー設備 ・炭酸ガス消火設備

設備の種類	償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
運搬設備	・工場用ベルトコンベア	・エレベーター設備 ・エスカレーター設備 ・ダムウェーター設備
厨房設備	・厨房機器（百貨店、旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂等）	・システムキッチン
その他 の設備	・簡易間仕切り　　・カーテン ・集合郵便受け　　・夜間金庫 ・LAN設備　　　　・POSシステム ・文字看板、袖看板、広告塔 ・外構工事(塀、舗装、植栽工事等) 等	

※区分が困難な場合は資産税課家屋評価係にお問い合わせください。

(10) 国税との主な違い

項目	地方税の取扱い 「固定資産税（償却資産）」	国税の取扱い 「法人税・所得税」
償却の計算の期間	賦課期日（1月1日）	法人は事業年度（決算期） 個人は賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	固定資産税定率法 ・固定資産評価基準別表第15に定められた減価率（法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様）を用いる	定率法・定額法の選択制（建物以外） ＝定率法選択の場合＝ ・平成19年4月1日以降に取得された資産「定率法」を適用 ・平成19年3月31日までに取得された資産「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却（1／2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません（※1）	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません（※2）	認められます
増加償却 (所得税・法人税)	認められます	認められます
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価格の100分の5	備忘価格(1円)
改良費 (資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分し評価)	原則区分、一部合算も可
中小企業者の少額減価償却資産の損金算入の特例 (租税特別措置法)	認められません（※3）	認められます

※1 圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価格を申告してください。

※2 法人税法施行令第60条の規定による増加償却又は同法第60条の2の規定による陳腐化資産の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行うことができますので納税地の所轄税務署長又は国税局長へ提出した届出書又は申請書の写しを添付し申告してください。

※3 租税特別措置法の規定による中小企業者の少額減価償却資産（30万円未満）の取得価額の損金算入の特例を適用した資産は申告が必要です。

2 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在に北上市内で工場、賃貸業、農業、飲食店、商店、太陽光発電事業などを営み、償却資産（2ページ参照）を所有している方です。昨年度までに申告している方や新たに所有が見込まれる方に申告書を送付します。所有状況把握のため、賦課期日までに償却資産の増減がない場合や資産を所有していない場合もその旨の申告が必要になります。申告書が届いたら、償却資産の有無に関わらず必ず提出するようお願いします。

(2) 提出する書類

以下の表から当てはまる場合を選択し、必要書類をご提出ください。

各書類の書き方については12～13ページを御覧ください。

申告される方	資産の内容	提出書類
初めて申告される方	資産がある	・償却資産申告書 ・償却資産種類別明細書
	資産がない	・償却資産申告書
前年度までに申告したことがある方	資産の増減なし	・償却資産申告書（下記②）
	資産の増減あり	・償却資産申告書（下記③） ・償却資産種類別明細書

＜申告の際の注意点＞

- ① 今年度から、償却資産申告書・種類別明細書とも1枚のみの用紙となりました。記入にはボールペンをお使いください。
- ② 今年度送付する様式から、備考欄の項目がなくなりました。そのため、異動の有無等について、記載する必要はありません。ただし、所有者が亡くなった場合等で所有者に異動がある場合や、法人の廃業等の場合は、備考欄にその旨を記載してください。
- ③ 減少資産用の明細は送付しませんので、減少した資産については全資産用の種類別明細書に抹消線を引いて消してください。
- ④ 課税標準の特例の適用を受ける場合には、別途添付書類が必要です。詳しくは資産税課までお問い合わせください。なお、課税標準の特例とは地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた資産に対し課税標準額を減額するものです。
- ⑤ 平成20年1月1日以前に取得された機械・装置で耐用年数の改正があった資産を受入れした場合は摘要欄等に耐用年数の改正について記載してください。

記載例：「耐年13→15」 又は 「改正前13」

⑥初めて申告をされる方は、申告の際に国税申告書添付書類（法人税申告書の別表16及び固定資産台帳（減価償却資産明細書）又は所得税申告決算書の減価償却費の計算）を添付してください。資産が北上市以外にもある方は、明細書に北上市分とそれ以外とがわかるようお願いします。昨年度の申告又は市で実施した調査の際に一度提出いただきました場合は省略してかまいません。

(3) 申告をしない方、虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしない場合は、地方税法第386条及び市税条例第80条の規定により過料が科せられることになるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収される場合がありますので、必ず期限までに申告をお願いします。

また、虚偽の申告をされると地方税法第385条の規定により罰金等を科せられる場合があります。

(4) 申告書の提出は便利な電子申告(eLTAX)も利用できます

電子申告（eLTAX エルタックス）とは、インターネットを通じて償却資産の申告を含む様々な地方税の手続きを行うシステムです。インターネットを利用し、自宅や職場から申告することができます。ご利用に当たっては、次のホームページ等をご覧ください。

電子申告（eLTAX エルタックス）<運営 地方税共同機構>

H P <https://www.eltax.lta.go.jp/>

検索サイトから「エルタックス」で検索できます

電話 0570-081459 （左記の電話番号でつながらない場合 03-5521-0019）

時間 月～金 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末年始12/29～1/3は除く）

(5) 実地調査等のお願い

市では定期的に税務署等で償却資産の状況等を調査しており、申告の必要な方に申告を依頼するとともに、実地調査を行っていますのでご協力をお願いします。

なお、正当な理由がなく調査に協力いただけない場合は、地方税法第354条の規定により罰金等を科せられる場合があります。

(6) 申告書提出時の本人確認について

これまで、償却資産の申告の際に本人確認の簡単な手段として押印を求めていましたが、令和3年10月1日より行政手続における押印等の廃止が施行されたため、償却資産申告書についても押印を不要としました。これに基づき、申告書提出の際に本人確認を実施いたします。方法については、下記の通りとなりますのでご協力お願ひいたします。

①法人が申告する場合

法人番号記入欄に、必ず法人番号を記載してください。法人番号を記載することで本人確認を不要とします。また、電子申告（eLTAX）で申告する場合も、本人確認は不要です。

②個人が申告する場合

個人事業者が申告する場合は、下表の通り本人確認を行います。

申告に来た方	本人確認方法
本人	提出の際に下記の書類の提示をお願いします。 ◇一点の提示で良いもの 官公庁発行の顔写真付きの書類 ・運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等 ◇二点の提示が必要なもの ・健康保険の資格確認書・介護保険証・年金手帳等
代理人	申告書備考欄に代理人の氏名、住所を記載し、上記の本人確認書類の提示をお願いします。 上記①②に加え、税理士証書や税理士事務所の補助員証も可。

※郵送での提出の場合は、本人確認書類のコピーを添付してください。

※今回送付する申告から償却資産申告書の様式が変更となり、提出用のみの送付となります。申告書提出時に受付印のある控えが必要な場合は、事前にご自身で申告書のコピーをご用意ください。

3 債却資産申告書・種類別明細書の記入例

申告書		月 日		令和 8 年度		法人番号を記入してください。		所有者コード	
								8794561	
<small>※申告書は、資産の有無にかかわらず必ず提出してください。</small>		<small>印</small> <small>所 有 者 者</small> <small>資産の種類</small>		<small>北上市長様</small> <small>北上市芳町1番1号</small> <small>電話 (0197-*****)</small>		<small>債却資産申告書(債却資産課税台帳)</small>		<small>第二十六号様式(提出用)</small>	
				<small>1. 住所 (又は納税通知書送達先)</small> <small>2. 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)</small>		<small>3. 個人番号又は法人番号</small> <small>4. 事業種目(資本金等の額)</small> <small>5. 事業開始年月</small>			
<small>資産の種類</small>		<small>北上市芳町1番1号</small> <small>電話 (0197-*****)</small>		<small>6. この申告に応答する者の係 及び氏名</small> <small>7. 税理士等の氏名</small>		<small>経理部 □□ □□□</small> <small>(電話 *****-*****)</small> <small>○○税理士事務所 担当 □□ □□</small> <small>(電話 ***-*****)</small>		<small>11. 課税標準の特例</small> <small>12. 特別償却又は圧縮記帳</small> <small>13. 税務会計上の償却方法</small> <small>14. 青色申告</small>	
				<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>14,000,000</small> <small>0</small> <small>300,000</small> <small>14,300,000</small>			
1	構築物	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>14,000,000</small> <small>0</small> <small>300,000</small> <small>14,300,000</small>		<small>16. 借用資産</small> <small>(有・無)</small>		<small>17. 事業用家屋の所有区分</small>	
2	機械及び装置	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>0</small> <small>0</small> <small>0</small> <small>0</small>		<small>18. 貸主の テナント等を借りている場合には 「借家」を○で囲んでください。</small>			
3	船舶	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>0</small> <small>0</small> <small>0</small> <small>0</small>		<small>19. 債却資産の 種類別明細書</small>		<small>20. 申告書入力欄</small>	
4	航空機	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>0</small> <small>0</small> <small>0</small> <small>0</small>		<small>21. 申告書入力欄</small>			
5	車両及び運搬具	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>0</small> <small>0</small> <small>0</small> <small>0</small>		<small>22. 申告書入力欄</small>		<small>23. 申告書入力欄</small>	
6	工具、器具及び備品	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>1,350,000</small> <small>100,000</small> <small>300,000</small> <small>1,550,000</small>		<small>24. 申告書入力欄</small>			
7	合計	<small>前年までに取得したもの(イ)</small> <small>前年中に減少したもの(ロ)</small> <small>前年中に取得したもの(ハ)</small> <small>計((イ)-(ロ)+(ハ))(二)</small>		<small>15,350,000</small> <small>100,000</small> <small>600,000</small> <small>15,850,000</small>		<small>25. 申告書入力欄</small>		<small>26. 申告書入力欄</small>	
<small>27. 申告書入力欄</small>		<small>28. 申告書入力欄</small>		<small>29. 申告書入力欄</small>		<small>30. 申告書入力欄</small>			
<small>31. 申告書入力欄</small>		<small>32. 申告書入力欄</small>		<small>33. 申告書入力欄</small>		<small>34. 申告書入力欄</small>		<small>35. 申告書入力欄</small>	
<small>36. 申告書入力欄</small>		<small>37. 申告書入力欄</small>		<small>38. 申告書入力欄</small>		<small>39. 申告書入力欄</small>			
<small>40. 申告書入力欄</small>		<small>41. 申告書入力欄</small>		<small>42. 申告書入力欄</small>		<small>43. 申告書入力欄</small>		<small>44. 申告書入力欄</small>	
<small>45. 申告書入力欄</small>		<small>46. 申告書入力欄</small>		<small>47. 申告書入力欄</small>		<small>48. 申告書入力欄</small>			
<small>49. 申告書入力欄</small>		<small>50. 申告書入力欄</small>		<small>51. 申告書入力欄</small>		<small>52. 申告書入力欄</small>		<small>53. 申告書入力欄</small>	
<small>54. 申告書入力欄</small>		<small>55. 申告書入力欄</small>		<small>56. 申告書入力欄</small>		<small>57. 申告書入力欄</small>			
<small>58. 申告書入力欄</small>		<small>59. 申告書入力欄</small>		<small>60. 申告書入力欄</small>		<small>61. 申告書入力欄</small>		<small>62. 申告書入力欄</small>	
<small>63. 申告書入力欄</small>		<small>64. 申告書入力欄</small>		<small>65. 申告書入力欄</small>		<small>66. 申告書入力欄</small>			
<small>67. 申告書入力欄</small>		<small>68. 申告書入力欄</small>		<small>69. 申告書入力欄</small>		<small>70. 申告書入力欄</small>		<small>71. 申告書入力欄</small>	
<small>72. 申告書入力欄</small>		<small>73. 申告書入力欄</small>		<small>74. 申告書入力欄</small>		<small>75. 申告書入力欄</small>			
<small>76. 申告書入力欄</small>		<small>77. 申告書入力欄</small>		<small>78. 申告書入力欄</small>		<small>79. 申告書入力欄</small>		<small>80. 申告書入力欄</small>	
<small>81. 申告書入力欄</small>		<small>82. 申告書入力欄</small>		<small>83. 申告書入力欄</small>		<small>84. 申告書入力欄</small>			
<small>85. 申告書入力欄</small>		<small>86. 申告書入力欄</small>		<small>87. 申告書入力欄</small>		<small>88. 申告書入力欄</small>		<small>89. 申告書入力欄</small>	
<small>90. 申告書入力欄</small>		<small>91. 申告書入力欄</small>		<small>92. 申告書入力欄</small>		<small>93. 申告書入力欄</small>			
<small>94. 申告書入力欄</small>		<small>95. 申告書入力欄</small>		<small>96. 申告書入力欄</small>		<small>97. 申告書入力欄</small>		<small>98. 申告書入力欄</small>	
<small>99. 申告書入力欄</small>		<small>100. 申告書入力欄</small>		<small>101. 申告書入力欄</small>		<small>102. 申告書入力欄</small>			
<small>103. 申告書入力欄</small>		<small>104. 申告書入力欄</small>		<small>105. 申告書入力欄</small>		<small>106. 申告書入力欄</small>		<small>107. 申告書入力欄</small>	
<small>108. 申告書入力欄</small>		<small>109. 申告書入力欄</small>		<small>110. 申告書入力欄</small>		<small>111. 申告書入力欄</small>			
<small>112. 申告書入力欄</small>		<small>113. 申告書入力欄</small>		<small>114. 申告書入力欄</small>		<small>115. 申告書入力欄</small>		<small>116. 申告書入力欄</small>	
<small>117. 申告書入力欄</small>		<small>118. 申告書入力欄</small>		<small>119. 申告書入力欄</small>		<small>120. 申告書入力欄</small>			
<small>121. 申告書入力欄</small>		<small>122. 申告書入力欄</small>		<small>123. 申告書入力欄</small>		<small>124. 申告書入力欄</small>		<small>125. 申告書入力欄</small>	
<small>126. 申告書入力欄</small>		<small>127. 申告書入力欄</small>		<small>128. 申告書入力欄</small>		<small>129. 申告書入力欄</small>			
<small>130. 申告書入力欄</small>		<small>131. 申告書入力欄</small>		<small>132. 申告書入力欄</small>		<small>133. 申告書入力欄</small>		<small>134. 申告書入力欄</small>	
<small>135. 申告書入力欄</small>		<small>136. 申告書入力欄</small>		<small>137. 申告書入力欄</small>		<small>138. 申告書入力欄</small>			
<small>139. 申告書入力欄</small>		<small>140. 申告書入力欄</small>		<small>141. 申告書入力欄</small>		<small>142. 申告書入力欄</small>		<small>143. 申告書入力欄</small>	
<small>144. 申告書入力欄</small>		<small>145. 申告書入力欄</small>		<small>146. 申告書入力欄</small>		<small>147. 申告書入力欄</small>			
<small>148. 申告書入力欄</small>		<small>149. 申告書入力欄</small>		<small>150. 申告書入力欄</small>		<small>151. 申告書入力欄</small>		<small>152. 申告書入力欄</small>	
<small>153. 申告書入力欄</small>		<small>154. 申告書入力欄</small>		<small>155. 申告書入力欄</small>		<small>156. 申告書入力欄</small>			
<small>157. 申告書入力欄</small>		<small>158. 申告書入力欄</small>		<small>159. 申告書入力欄</small>		<small>160. 申告書入力欄</small>		<small>161. 申告書入力欄</small>	
<small>162. 申告書入力欄</small>		<small>163. 申告書入力欄</small>		<small>164. 申告書入力欄</small>		<small>165. 申告書入力欄</small>			
<small>166. 申告書入力欄</small>		<small>167. 申告書入力欄</small>		<small>168. 申告書入力欄</small>		<small>169. 申告書入力欄</small>		<small>170. 申告書入力欄</small>	
<small>171. 申告書入力欄</small>		<small>172. 申告書入力欄</small>		<small>173. 申告書入力欄</small>		<small>174. 申告書入力欄</small>			
<small>175. 申告書入力欄</small>		<small>176. 申告書入力欄</small>		<small>177. 申告書入力欄</small>		<small>178. 申告書入力欄</small>		<small>179. 申告書入力欄</small>	
<small>180. 申告書入力欄</small>		<small>181. 申告書入力欄</small>		<small>182. 申告書入力欄</small>		<small>183. 申告書入力欄</small>			
<small>184. 申告書入力欄</small>		<small>185. 申告書入力欄</small>		<small>186. 申告書入力欄</small>		<small>187. 申告書入力欄</small>		<small>188. 申告書入力欄</small>	
<small>189. 申告書入力欄</small>		<small>190. 申告書入力欄</small>		<small>191. 申告書入力欄</small>		<small>192. 申告書入力欄</small>			
<small>193. 申告書入力欄</small>		<small>194. 申告書入力欄</small>		<small>195. 申告書入力欄</small>		<small>196. 申告書入力欄</small>		<small>197. 申告書入力欄</small>	
<small>198. 申告書入力欄</small>		<small>199. 申告書入力欄</small>		<small>200. 申告書入力欄</small>		<small>201. 申告書入力欄</small>			
<small>202. 申告書入力欄</small>		<small>203. 申告書入力欄</small>		<small>204. 申告書入力欄</small>		<small>205. 申告書入力欄</small>		<small>206. 申告書入力欄</small>	
<small>207. 申告書入力欄</small>		<small>208. 申告書入力欄</small>		<small>209. 申告書入力欄</small>		<small>210. 申告書入力欄</small>			
<small>211. 申告書入力欄</small>		<small>212. 申告書入力欄</small>		<small>213. 申告書入力欄</small>		<small>214. 申告書入力欄</small>		<small>215. 申告書入力欄</small>	
<small>216. 申告書入力欄</small>		<small>217. 申告書入力欄</small>		<small>218. 申告書入力欄</small>		<small>219. 申告書入力欄</small>			
<small>220. 申告書入力欄</small>		<small>221. 申告書入力欄</small>		<small>222. 申告書入力欄</small>		<small>223. 申告書入力欄</small>		<small>224. 申告書入力欄</small>	
<small>225. 申告書入力欄</small>		<small>226. 申告書入力欄</small>		<small>227. 申告書入力欄</small>		<small>228. 申告書入力欄</small>			
<small>229. 申告書入力欄</small>		<small>230. 申告書入力欄</small>		<small>231. 申告書入力欄</small>		<small>232. 申告書入力欄</small>		<small>233. 申告書入力欄</small>	
<small>234. 申告書入力欄</small>		<small>235. 申告書入力欄</small>		<small>236. 申告書入力欄</small>		<small>237. 申告書入力欄</small>			
<small>238. 申告書入力欄</small>		<small>239. 申告書入力欄</small>		<small>240. 申告書入力欄</small>		<small>241. 申告書入力欄</small>		<small>242. 申告書入力欄</small>	
<small>243. 申告書入力欄</small>		<small>244. 申告書入力欄</small>		<small>245. 申告書入力欄</small>		<small>246. 申告書入力欄</small>			
<small>247. 申告書入力欄</small>		<small>248. 申告書入力欄</small>		<small>249. 申告書入力欄</small>		<small>250. 申告書入力欄</small>		<small>251. 申告書入力欄</small>	
<small>252. 申告書入力欄</small>		<small>253. 申告書入力欄</small>		<small>254. 申告書入力欄</small>		<small>255. 申告書入力欄</small>			
<small>256. 申告書入力欄</small>		<small>257. 申告書入力欄</small>		<small>258. 申告書入力欄</small>		<small>259. 申告書入力欄</small>		<small>260. 申告書入力欄</small>	
<small>261. 申告書入力欄</small>		<small>262. 申告書入力欄</small>		<small>263. 申告書入力欄</small>		<small>264. 申告書入力欄</small>			
<small>265. 申告書入力欄</small>		<small>266. 申告書入力欄</small>		<small>267. 申告書入力欄</small>		<small>268. 申告書入力欄</small>		<small>269. 申告書入力欄</small>	
<small>270. 申告書入力欄</small>		<small>271. 申告書入力欄</small>		<small>272. 申告書入力欄</small>		<small>273. 申告書入力欄</small>			
<small>274. 申告書入力欄</small>		<small>275. 申告書入力欄</small>		<small>276. 申告書入力欄</small>		<small>277. 申告書入力欄</small>		<small>278. 申告書入力欄</small>	
<small>279. 申告書入力欄</small>		<small>280. 申告書入力欄</small>		<small>281. 申告書入力欄</small>		<small>282. 申告書入力欄</small>			
<small>283. 申告書入力欄</small>		<small>284. 申告書入力欄</small>		<small>285. 申告書入力欄</small>		<small>286. 申告書入力欄</small>		<small>287</small>	

償却資産種類別明細書

令和 8 年度

所有者コード		更正理由	課税年度	納期
8794561				
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量
1	1		看板	1
2	1		舗装工事	1
3	1		屋外給排水工事	1
4	1		物置	1
5	6		パソコン	5
6	6		エアコン	2
7	6		プリンター	2
8	6		プリンター	1
9	6		除雪機	1
10				
11				
12				

資産の種類

- 1 : 構築物
 - 2 : 機械・装置
 - 3 : 船舶
 - 4 : 航空機
 - 5 : 車両及び運搬具
 - 6 : 工具・器具

及び備品

取得年月

和暦で記入します

年号は昭和：3

平成：4

令和：5

【例】

「令和 6 年 7 月
→ 「5 6 7」

「号」の欄は、3昭和、4平成、5令和になります。

取得価額

償却資産を取得するために支出した
金額をいい、引取運賃、荷役費、運
送保険料、関税、その他償却資産を
事業の用に供するために直接用いた
費用を含みます。

耐用年数

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1, 2, 5, 6に基づいて記入してください。

增加事由

- 1 : 新品取得
 - 2 : 中古品取得
 - 3 : 市外からの移動資産
 - 4 : その他

全部減少した資産は抹消線

一部減少した資産や変更があった資産は、
変更箇所に抹消線を引き、変更後の情報を
記載してください。

摘要

滅失資産や特例対象資産がある場合はこちらに記入してください。

【例】

滅失

先端設備対象

4 債却資産の評価について

(1) 価格等の決定及び課税台帳への登録

債却資産の価格等は、申告及び調査に基づいて決定され、債却資産課税台帳に登録されます。

(2) 課税標準額

債却資産の評価額は、取得時期、取得価額及び耐用年数から一品ごとに算出します。評価額が決定価格となり、決定価格が課税標準額となります。（課税標準の特例が適用される資産がある場合を除く。）

平成20年度の税制改正で地方税法第414条（理論帳簿価額の算出）は削除されました。このため評価額が決定価格となります。（評価額は従前の算出方法と一切変更ありません。）

＜評価額の算出方法＞

取得時期	評価額
前年中に取得した資産	取得価額 × (1 - <u>減価率</u> /2)
前年前に取得した資産	前年度評価額 × (1 - 減価率)

■ _____は、小数点以下第4位を四捨五入します。

■ 評価額は「固定資産評価基準」別表第15の減価率を用いて算出します。（16ページ参照）

この減価率は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第7の減価率（旧定率法）と同一です。また、評価額が取得価額の100分の5を下回る場合、取得価額の100分の5とします。

■ 平成20年度に機械及び装置を中心に資産区分の大括り化（390区分→55区分）が行われ、これに併せて法定耐用年数も見直されました。改正後の耐用年数を用いて行う債却資産の評価は平成21年度分の固定資産税から行っております。

(3) 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定する資産については課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。適用条項をご確認のうえ申告願います。

詳細はホームページをご覧ください。

(4) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

(5) 税額および税率

税率は、1.4%です。

税額は、課税標準額の合計の1,000円未満を切り捨てた額に税率を乗じ、100円未満を切り捨てた額です。

＜評価額と税額の計算例＞

品名	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
					前年取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
駐車場アスファルト舗装工事	令和7年5月	1,800,000円	10年	0.206	0.897	0.794

上記の資産は、資産を取得した翌年の令和8年度分から評価額を計算します。

最初の年は、取得価額に前年取得の減価残存率を乗じます。それ以降は、前年の評価額に前年前取得の減価残存率を乗じて評価額を計算します。

令和8年度評価額 $1,800,000 \text{円} \times 0.897 = \underline{1,614,600 \text{円}}$ (150万円以上なので課税されます)

令和9年度評価額 $1,614,600 \text{円} \times 0.794 = \underline{1,281,992 \text{円}}$ (150万円未満なので課税されません)

令和10年度評価額 $1,281,992 \text{円} \times 0.794 = \underline{1,017,901 \text{円}}$ (150万円未満なので課税されません)

評価額は毎年減少し、取得価額の5%まで下がります。

課税標準の特例に該当しないものは、評価額がそのまま課税標準額になります。

＜令和8年度の税額の計算＞

(1) 課税標準額の1,000円未満を切捨てます $1,614,600 \text{円} \rightarrow 1,614,000 \text{円}$

(2) (1)に税率の1.4/100を乗じます $1,614,000 \text{円} \times 1.4/100 = 22,596 \text{円}$

(3) (2)の100円未満を切捨てたものが税額となります。

$22,596 \text{円} \rightarrow \underline{(税額) 22,500 \text{円}}$

(6) 納期

年税額は、通常4回(5月、7月、9月、11月)に分けて納めていただくことになります。
(具体的な納期については、固定資産税納税通知書等でお知らせいたします。)

なお、納税は、便利な口座振替もご利用できます。

＜固定資産評価基準 別表第15（耐用年数に応する減価率表）＞（抜粋）

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
-				31	0.072	0.964	0.928
2	0.684	0.658	0.316	32	0.069	0.965	0.931
3	0.536	0.732	0.464	33	0.067	0.966	0.933
4	0.438	0.781	0.562	34	0.066	0.967	0.934
5	0.369	0.815	0.631	35	0.064	0.968	0.936
6	0.319	0.840	0.681	36	0.062	0.969	0.938
7	0.280	0.860	0.720	37	0.060	0.970	0.940
8	0.250	0.875	0.750	38	0.059	0.970	0.941
9	0.226	0.887	0.774	39	0.057	0.971	0.943
10	0.206	0.897	0.794	40	0.056	0.972	0.944
11	0.189	0.905	0.811	41	0.055	0.972	0.945
12	0.175	0.912	0.825	42	0.053	0.973	0.947
13	0.162	0.919	0.838	43	0.052	0.974	0.948
14	0.152	0.924	0.848	44	0.051	0.974	0.949
15	0.142	0.929	0.858	45	0.050	0.975	0.950
16	0.134	0.933	0.866	46	0.049	0.975	0.951
17	0.127	0.936	0.873	47	0.048	0.976	0.952
18	0.120	0.940	0.880	48	0.047	0.976	0.953
19	0.114	0.943	0.886	49	0.046	0.977	0.954
20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	51	0.044	0.978	0.956
22	0.099	0.950	0.901	52	0.043	0.978	0.957
23	0.095	0.952	0.905	53	0.043	0.978	0.957
24	0.092	0.954	0.908	54	0.042	0.979	0.958
25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
26	0.085	0.957	0.915	56	0.040	0.980	0.960
27	0.082	0.959	0.918	57	0.040	0.980	0.960
28	0.079	0.960	0.921	58	0.039	0.980	0.961
29	0.076	0.962	0.924	59	0.038	0.981	0.962
30	0.074	0.963	0.926	60	0.038	0.981	0.962

5 償却資産 Q & A

問 1	償却資産の申告とはどのような制度ですか？ また、この制度は北上市独自のものですか？
答 1	償却資産の申告とは、事業用の償却資産について、その所有者から市へ申告をいただき、固定資産税を課税する制度です。 地方税法第383条に基づく制度で、全ての市町村にあります。
問 2	償却資産(固定資産税)は、なぜ申告しなければいけないのですか？
答 2	法務局への登記制度がある土地や家屋と違い、償却資産は、所有者や市内にある資産の状況を把握することが困難なため、申告制度を取っています。 適正な課税のためご協力をお願いします。
問 3	私は、所得税、法人税で減価償却費を税務署に申告しています。償却資産(固定資産税)の申告はしなくていいですか？
答 3	所得税、法人税の減価償却費の申告と償却資産(固定資産税)の申告は、その目的、対象資産、申告方法等が異なりますので、それぞれで申告が必要です。
問 4	償却資産の申告をしないとどうなりますか？
答 4	地方税法において、償却資産の所有者は、毎年1月1日時点の資産を申告する義務があります。(第383条) 申告をしなかった場合、または虚偽の申告をした場合は、地方税法、及び市税条例の規定により罰則があります。(地方税法第385条、第386条 市税条例第80条)
問 5	耐用年数7年の農業用機械を取得しました。 償却資産の申告をする期間は7年間だけでいいですか？

答 5	事業の用に供しているうちは課税対象となりますので、耐用年数の長さにかかわらず申告してください。
問 6	所得税、法人税の減価償却費で、償却済みで残存価額が1円になった資産は、償却資産の申告はしなくていいですか？
答 6	事業の用に供しているうちは課税対象となりますので、申告してください。なお、償却資産の評価額（＝残存価額）の限度額は、取得価額の5%です。
問 7	私は、所得税、法人税の申告で、租税特別措置法の少額減価償却資産の特例を使って30万円未満の資産を損金算入しています。 減価償却していないので、償却資産の申告はしなくていいですか？
答 7	上記の特例は、所得税、法人税のみに適用される制度で、固定資産税は対象外ですので、個別減価償却する資産と同じように申告してください。
問 8	私は、市からの補助金を使って農業用機械を取得しました。償却資産（固定資産税）の申告はどうすればいいですか？
答 8	その資産の本来の取得価額で申告してください。 所得税、法人税で認められている圧縮記帳（本来の取得価額から補助金分を引いた価額で申告する）は、固定資産税ではできませんのでご注意ください。
問 9	私は、テナントを借りて飲食店を経営しています。償却資産の申告はどうすればいいですか？
答 9	調理用機械、接客用家具等の他、テナントに内装・空調設備などを取り付けた場合、それらの設備も申告対象となります。
問 10	私は、北上市とA市に賃貸アパートを建てて経営しています。償却資産の申告はどうすればいいですか？
答 10	申告は、資産がある自治体に対して行いますので、北上市にある賃貸アパートについて申告してください。舗装工事や屋外給排水設備等が対象となります。A市の賃貸アパート分は、A市で申告してください。
問 11	私は、農業をしていましたが、この度事業を子どもに譲りました。償却資産の申告はどうすればいいですか？

答11	新しい所有者が記入して申告してください。 また、備考欄に所有者が変更した旨を記載してください。
問12	事業をやめた場合、償却資産の申告はどうすればいいですか。
答12	申告書「18. 備考欄」の「3. 廃業・解散」を○で囲んで、事業を辞めた日を記入して申告してください。種類別明細書もすべての資産を二重抹消線で消してください。 <注意> 法人は、法人市民税の休業・閉鎖・解散・合併の届と償却資産(固定資産税)の廃業・解散の申告両方が必要です。
問13	ある日、市役所から「償却資産の申告をしてください。」という文書と白紙の申告書用紙が届きました。 今まで申告をしたことがありませんが、どうすればいいですか？
答13	市では、税務署等の官公庁で、市内で事業をしている方の調査をして、申告が必要な方に申告書を送付しています。 該当する償却資産がわずかな場合や廃棄、解散した場合もお手数ですが申告書の提出をお願いします。



〒024-8501

岩手県北上市芳町1番1号
北上市役所
財務部資産税課 償却資産担当 行
(償却資産申告書在中)

郵送で申告書を提出される場合は、切り取って「宛名ラベル」としてご利用ください。